## 「令和3年度(2021)版 賃貸不動産経営管理士過去問題集」正誤表

下記に内容に誤り・補足がありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

頁数	内容	修正後	修正前
90		なく、使用貸借においても、貸主が死亡したときであっても契約	借主が死亡した場合、使用貸借契約は終了する(民法599条)。しかし、賃貸借の場合には、貸主が死亡しても契約は終了しない。
101	5-20 借主の義務② 問題66 肢の3の解説	賃借物について権利を主張する者があるときは、賃借人は、遅滞なくその旨を賃貸人に通知しなければならないが、賃貸人がすでにこのことをを知っているときは、通知の義務はない(民法615条本文・ただし書き)	に通知をしなければならないが、賃貸人がすでに目的物に修
110	5-29 敷金② 問題75 肢の3の解説		「旧借主が預託した敷金について、 <u>新貸主</u> に承継されない(最 判昭和53.12.22)。」
156	6-15 賃料増減額請求③ 問題119 肢の3の解説	正朔建初貝貝佰(正朔佰豕)では、一定の朔间貝科減額請水	定期建物賃貸借(定期借家) <u>と普通建物賃貸借(普通借家)</u> のいずれであっても、一定の期間賃料減額請求しないという 特約は、有効である。
231	8-16不動産の税金③ 問題191 肢の3イの解説	貸付期間が1か月未満であれば <mark>課税され</mark> 、貸付期間が1か月以上の場合に <mark>課税されない</mark> ものとされている。	貸付期間が1か月未満であれば課税 <u>されず</u> 、貸付期間が1か 月以上の場合に課税されるものとされている。
310	2 説明不要となる相手方(賃貸人)	相手方(賃貸人)が❶~❸の場合、	相手方(賃貸人)が❶~❷の場合、

2021.09.09現在